

【重要】設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備での電力受給契約の締結がお済みでないお客さまへの重要なお知らせ

## 1 概要

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT法」）の改正法が国会において成立し、平成29年4月1日に施行されます。

○これに伴い、改正後のFIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに電力受給契約を締結していない場合には、一部の条件のものを除き、取得済みの設備認定の効力が失われます。

※詳しくは、下記ホームページに掲載の国からの文書をご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525005/20160525005.html>

○設備認定の効力が失われる場合は、既に確保していた「調達価格」も失われますのでご注意ください。

## 2 電力販売申込書一式のご提出の期日

○改正後のFIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに電力受給契約の締結を希望される場合、遅くとも平成28年6月30日までに当社へ電力販売申込書<sup>※1</sup>を含む申込書類一式（以下、「電力販売申込書一式」）をご提出ください。<sup>※2</sup>電力販売申込書一式を平成28年6月30日までにご提出されない場合は、改正後のFIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに電力受給契約を締結できない場合があることをご了承ください。<sup>※3</sup>

※1 低圧連系の場合：インターネット申込または「再生可能エネルギー発電設備に関する電力販売申込書（低圧連系）」  
高圧連系の場合：「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書 兼 電力販売申込書（高圧連系）」  
特別高圧連系の場合：「再生可能エネルギー発電設備に関する電力販売申込書（特別高圧連系）」

※2 送配電等業務指針第7章第1節第2款第81条（接続検討の申込みの受付）のとおり、検討料をお支払いいただけていない場合（ただし、検討料が不要な場合は除く。）や電力販売申込書一式に不備がある場合は、当社は申込受付を行うことができないことから、電力販売申込書一式をご提出いただいたこととはみなせませんので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

※3 低圧連系の場合、電力受給契約の締結までにかかる標準的な期間は約1ヶ月程度としておりますが、FIT法の改正を踏まえ、今年度末にかけてお申込みが増大することで電力受給契約の締結までに要する期間が長期化する可能性があることから、あらかじめご注意くださいようお願いいたします。

○なお、発電設備の規模や系統連系の地点によっては、検討に要する期間が異なりますので、ご提出の期日にかかわらず、可能な限り早期に電力販売申込書一式をご提出くださいますようお願いいたします。

○また、接続検討の申込みと同時にまたは接続検討の回答受領前に、電力販売申込みを行う場合（同時申込みの場合）、接続検討後の意思表示書につきましても、すみやかにご提出くださいますようお願いいたします。

○改正後のFIT法の施行日前日（平成29年3月31日）までに電力受給契約を締結した場合でも、電力受給契約の締結後に国が定める期日までに発電事業計画を国へ提出されないときには、設備認定が取り消され、既に確保していた「調達価格」が失われる場合がありますので、ご注意ください。

### 3 留意事項

○平成 24 年度、25 年度の調達価格を「告示に規定する接続申込書」によって確保されている場合であっても、当社へ別途電力販売申込書一式をご提出いただく必要があります。改正後の F I T 法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに電力受給契約が締結されていない場合は、一部の条件のものを除き、取得済みの設備認定の効力が失われ、既に確保していた「調達価格」も失われますのでご注意ください。なお、改正後の F I T 法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに電力受給契約の締結を希望される場合は、遅くとも平成 28 年 6 月 30 日までに当社へ電力販売申込書一式をご提出\*ください。

※ 電力販売申込書一式の提出に係る詳細については、上記 2 をご参照くださいますようお願いいたします。

以 上